

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年5月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 議第7号 三条市農業再生協議会委員の推薦について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画等の解約通知について
- 報第4号 作付変更届について
- 報第5号 農地法第3条の3の届出について
- 報第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の取下げについて

農業委員出席委員 18名

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 7番 笹岡大介委員 | 8番 瀬高栄津子委員 |
| 9番 山倉 広委員 | 10番 佐藤直人委員 |
| 12番 飛岡雅史委員 | 13番 井上利弥委員 |
| 14番 五十嵐弘作委員 | 15番 吉田 昇委員 |
| 16番 鈴木範男委員 | 17番 熊倉 睦委員 |
| 18番 田邊健一委員 | 19番 淡路五樹委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 11番 小師 栄一委員

推進委員出席委員 18名

青 木 誠 一 委員
川 上 利 男 委員
小 出 和 哉 委員
駒 形 徹 委員
高 山 弘 則 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 寄 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

岡 崎 耕一郎 委員
北 澤 正 之 委員
小 林 克 洋 委員
佐々木 一 光 委員
中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 井 修
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	佐 藤 信 幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時35分 三條新聞社傍聴)

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

(挨拶 略)

最初に、本日の出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席ゼロで、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

5番、小池秀一委員、14番、五十嵐弘作委員からお願いいたします。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第7号及び報第1号から報第6号までの以上13件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、公益社

団法人新潟県農林公社が農地中間管理権の設定等により、賃借権または使用貸借権の設定または移転するもので、同法第19条第3項の規定に基づき、三条市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について農業委員会の意見を聴くものです。

18ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は新規設定20件で、合計12万2,510.14平米です。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。1ページをお願いします。

5番は、籠場地内の農地4筆、3,032平米。

6番は、高岡地内の農地4筆、2,165.25平米。

2ページをお願いします。

7番は、高岡地内の農地1筆、433平米。

8番は、棚鱗地内の農地2筆、8,373平米。

9番は、金子新田地内の農地3筆、6,001平米。

10番は、金子新田地内の農地10筆、2万1,014平米。

4ページをお願いします。

11番は、大宮新田地内ほかの農地7筆、7,046平米。

12番は、鶴田地内ほかの農地3筆、4,015平米。

6ページをお願いします。

13番は、柳川新田地内の農地4筆、1,753平米。

14番は、柳川新田地内の農地3筆、2,065平米。

15番は、柳川新田地内の農地2筆、3,034平米。

16番は、上保内地内の農地3筆、1,215平米。

8ページをお願いします。

17番は、上保内地内の農地5筆、4,104平米。

18番は、柳沢地内ほかの農地9筆、5,366平米。

19番は、上保内地内ほかの農地23筆、1万1,226.30平米。

11ページをお願いします。

20番は、上保内地内の農地10筆、4,163.91平米。

12ページをお願いします。

21番は、上保内地内の農地12筆、6,847平米。

14ページをお願いします。

22番は、上保内地内の農地4筆、3,820平米。

23番は、上保内地内の農地27筆、1万5,122.68平米。

16ページをお願いします。

24番は、吉野屋地内の農地17筆、1万1,714平米。

全件新規設定をするもので、令和7年7月29日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

最初に、第1調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、5月26日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時37分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、利用権の新規設定で20件、12万2,510.14平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

19ページを御覧ください。今月の申請は、贈与によるもの1件、276平米です。

4番は、上須頃地内の農地3筆、276平米を譲渡人が相続したものの耕作ができないため、譲渡人の要望により近隣で耕作している譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、贈与によるもの1件、276平米です。

事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとししました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

20ページを御覧ください。今月の申請は1件、365平米です。

1番は、下須頃地内の農地1筆、365平米を貸駐車場14台分の用地として利用したいもので、場所につきましては北陸自動車道三条燕インターチェンジの南東側500メートル付

近で、おおむね500メートル以内に2以上の公益的施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、365平米です。

事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

23ページ欄外を御覧ください。今月の申請は6件、7,359平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

21ページをお願いします。

9番は、東本成寺地内の農地1筆、148平米を、売買により取得し、自社駐車場3台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、県立新潟県央工業高校の南西側600メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、袋地内の農地1筆、294平米を、使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、鱒田保育所の南側500メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的が、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な住宅で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

11番は、上須頃地内の農地1筆、452平米を、使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の建築のほか既存の農機具格納庫、農舎及び通路の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条市立大学の南西側250メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

22ページをお願いします。

12番は、下須頃地内の農地4筆、140平米を、賃貸借権の設定により一時転用し、工事用道路の用地として利用したいもので、場所につきましては、須頃保育所の東側100メートル付近で、住宅等の連たんする地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

13番は、大面地内の農地2筆、423平米を、使用貸借権の設定により、住宅1棟及び車庫1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条警察署大面駐在所の南側40メートル付近で、住宅等の連たんする地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、島川原地内の農地2筆、5,902平米を、賃貸借権の設定により一時転用し、砂利採取地の用地として利用したいもので、場所につきましては、飯田小学校の南東側1キロメートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が砂利の採取を目的とする一時転用であることから、農用地区域内の農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告し

ます。

今月の申請は6件、7,359平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。14番以外については3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと、また14番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議へ諮問すべきものとししました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、14番以外については原案のとおり許可することに、また14番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、14番以外については原案のとおり許可することに決定いたしました。

また、14番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明する前に、議案の訂正をお願いします。

本日お手元に配付の議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』正誤表をお配りしておりますので、御覧ください。

24ページの4番について、事由の一部を修正するものです。大変申し訳ございませんでした。

それでは、24ページ欄外をお願いします。今月の申請は2件、1,445平米です。

3番は、曲渕二丁目地内の農地1筆、46平米を、4番は広手地内の農地3筆、1,399平米をそれぞれ記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3 番、山屋和徳委員。

第1 調査部会長（3 番山屋和徳委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、1,445平米です。

いずれも申請書類を審査し、担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、事務局から詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして非農地として判断すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第1 調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、議第6号『令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第6号『令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』説明いたします。

農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会は運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットなどにより翌年度の6月30日まで

に公表するものです。

それでは、具体的内容について説明いたします。

25ページを御覧ください。

最初に「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが、令和6年4月1日現在の体制は、農業委員19人、推進委員17人となっています。

26ページをお願いいたします。

次に、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」です。「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」について、「① 現状及び課題」は、令和4年度末現在の数値で管内の農地面積は6,510ヘクタール、集積面積は4,208ヘクタール、集積率は64.6%となっています。

「② 目標」は、令和9年度までに集積率80%としております。

「③ 実績」は、令和6年度の新規集積面積は51ヘクタールで、累計の集積面積は4,259ヘクタール、集積率は65.4%となりました。

その下の「農業委員会の点検結果」については、新たに農地所有適格法人2法人が設立されたこと、地域計画及び目標地図を定期的に更新し、農地の集約化に努めることについて記載しております。

次に、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」です。

「① 現状及び課題」については、令和5年度の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより新たに判明した遊休農地は0.4ヘクタールでした。

「② 目標」は、既存遊休農地の解消で、解消目標面積は0.2ヘクタールとしております。

27ページをお願いします。

「③ 実績」は、令和5年度に新規発生し、令和6年度に解消された遊休農地は0.4ヘクタールでした。

「④ その他」には、利用状況調査実施状況を記載しております。

下の「農業委員会の点検結果」ですが、令和5年度に再発見された遊休農地0.4ヘクタールは、所有者の自己保全管理が確認され解消しました。今後も遊休農地の解消に向け、委員の皆様からの御協力をお願いします。

次に、「(3) 新規参入の促進」です。

「① 現状及び課題」については、令和3年から令和5年までの間の新規参入は4経営体でした。

「② 目標」は、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積を41ヘクタールとしました。

28ページをお願いします。

「③ 実績」は、農地銀行のあっせん希望農地や事務局等で相談を受け、所有者の同意を得た8.5ヘクタールの農地の情報をホームページ等で公表しております。

次に、「2 最適化活動の活動目標」です。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月に8日としております。

「(2) 活動強化月間の設定」の「① 目標」は、8月から10月までの3か月間を設定

しました。

「② 実績」については、最適化活動の回数は活動の回数ではなく、活動した月を1回とカウントするルールになっております。新たな耕作者の掘り起こしや非農地判断が必要な農地の選定を昨年8月から10月まで実施したことから、合計3か月で3回となり、目標の活動回数を上回ることができました。

29ページをお願いします。

「(3) 新規参入相談会への参加」の「① 目標」及び「② 実績」は記載のとおりです。

下の「目標の達成状況の評語」ですが、目標に対して期待どおりの結果が得られたとしました。ただし、皆様から行っていただく最適化活動の目標が月当たり8日に対し、毎月御提出いただいております活動記録簿を基に活動実績を算出したところ、月当たり4.8日となったため、「推進委員等の点検・評価結果」については、目標に対して期待をやや下回る結果となったとしました。

皆様からは、農地管理の相談など農業委員会に関する様々な活動を行っていただいておりますが、活動実績の数値を適正なものとするため、ささいなことでも構いませんので、委員としての活動を活動記録簿に記載いただき、御提出くださいますようお願いいたします。

30ページをお願いします。

次に、「Ⅲ 事務の実施状況」です。

「1 総会、部会の開催実績」は記載のとおりです。

「2 農地法第3条に基づく許可事務」は、1年間の処理件数が60件で全件許可となりました。

「3 農地転用に関する事務」は、1年間の処理件数71件で全件許可となりました。

「4 違反転用への対応」ですが、令和6年度に1.1ヘクタールの違反転用を認めましたが、この違反転用は全て解消されました。

なお、本件議第6号『令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』につきましては、御承認をいただければホームページ等で公表する予定でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第6号につきましては、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ただいま事務局長から説明がありましたように、承認されましたので、ホームページ

で公表いたします。

議長（栗原会長）

続きまして、議第7号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第7号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』説明いたします。

31ページの議第7号参考資料を御覧ください。

三条市農業再生協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とした組織です。

現在の当農業委員会からの推薦委員は、4番、栗原一郎委員、13番、井上利弥委員及び15番、吉田昇委員の3名となっておりますが、6月28日で任期満了となることから、新たに委員3名の推薦依頼があったものです。

任期は2年となります。

説明は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

三条市農業再生協議会委員の推薦3名につきましては、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。休憩をして自由な意見の交換をお願いいたします。

しばらくの間休憩いたします。

（午前10時10分から午前10時11分まで休憩）

議長（栗原会長）

それでは、会議を再開します。

休憩中の意見交換に基づき、3名全員が留任することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、4番、栗原一郎、13番、井上利弥委員、15番、吉田昇委員の以上3名を推薦することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題といたします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で御報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第6号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

事務局（上林経営基盤係長）

追加で私から1点報告をさせていただきます。

お手元の三条市障がい者活躍推進計画を御覧ください。

本計画は、令和2年4月に策定され、本年3月31日に計画期間の満了を迎えました。このたび令和7年3月31日付け三人第252号で三条市長から協議を求められておりましたが、4月1日から新たな計画期間が設定され、公表されております。

こうしたことから、三条市農業委員会としては、会長から内容を確認していただき、既に三条市長へ了承する旨回答しております。

報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。6月25日午前9時から三条市役所第2庁舎2階202会議室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は6月30日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で総会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 栞 原 一 郎

議 事 録 署 名 委 員 (5 番) 小 池 秀 一

議 事 録 署 名 委 員 (1 4 番) 五 十 嵐 弘 作
